



令和6年度町民税・県民税
特別徴収に関するしおり

— 特別徴収事務についての問い合わせ先 —

笠 松 町 役 場
税 務 課

〒501-6181

岐阜県羽島郡笠松町司町1番地

TEL 058-388-1112 (ダイヤルイン)

FAX 058-388-2027

目 次

	ページ
個人住民税の特別徴収義務者(事業者)の皆さまへ	1
給与支払報告書等の申告は「eLTAX(エルタックス)」が便利です	2
1 特別徴収の取扱要領	3
(1) 特別徴収について.....	3
(2) 特別徴収義務者について.....	3
(3) 特別徴収税額通知書について.....	3
(4) 毎月の給与から差し引く月割額.....	3
(5) 特別徴収の納入期限.....	3
(6) 納入書の書き方について.....	3
(7) 納税者が退職または転勤された場合.....	4
(8) 退職・転勤などの場合の未納月割額の納入について.....	4
(9) 納期の特例について.....	4
(10) 特別徴収税額の変更について.....	5
(11) 月割額を滞納された場合.....	5
2 退職所得に係る特別徴収の取扱要領	6
3 町民税・県民税特別徴収税額払込金融機関一覧表	7
4 ゆうちょ銀行・郵便局の指定について	8
5 納入書の記入・取り扱いについて	9
6 特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書	17
町民税・県民税特別徴収税額の納期の特例についての承認申請書.....	18
特別徴収切替届出(依頼)書.....	20
給与所得者異動届出書.....	24

同 封 書 類

- 1 令和6年度町民税・県民税特別徴収税額の通知書(納税義務者用)
 - 2 令和6年度町民税・県民税特別徴収税額の通知書(特別徴収義務者用)
 - 3 毎月の納入書(6月分～翌年5月分および予備用紙)
- ※但し、あらかじめ納入書不要の連絡を受けた事業所や支払税額の無い事業所には同封していません。

令和6年度町民税・県民税特別徴収義務者の指定について

平素は、当町の町民税・県民税の特別徴収事務等につきまして格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、地方税法第41条及び第321条の4並びに笠松町税条例第45条の規定により、あなたを特別徴収義務者として指定させていただき、ここに関係書類をお届けいたします。

つきましては、業務ご多忙のおり誠に恐縮に存じますが次の事項をご参照のうえ、なお一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

個人住民税の特別徴収義務者(事業者)の皆さまへ

平成30年度税制改正によって、個人番号の取扱いに関する改正が行われました。笠松町では、地方税法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年度総務省令第83号)に基づき、特別徴収税額決定通知書を文書で送付する場合は個人番号及び法人番号を不記載としました。

また、eLTAX(エルタックス)をご利用の事業者様については、地方税法第321条の4第7項の規定により、特別徴収税額通知書に個人番号を記載して電子通知にて送付することになりました。

1 個人番号の利用目的について

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)の規定に基づき、個人情報取扱事業者は、特定個人情報を取り扱うに当たっては、その利用目的をできる限り特定し、かつそれを本人に通知又は公表しなければならず、また、当該事業者が特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて、特定個人情報を取り扱うことはできないとされています。

したがって、eLTAXにおいて「特別徴収税額決定通知書(特別徴収義務者用)」により提供を受けた個人番号の利用に当たっては、例えば、その利用目的を「給与支払報告書作成事務」や「源泉徴収票作成事務」等番号法に基づく関係事務の範囲で特定し、本人に通知又は公表していることが必要であるとともに、その利用目的の達成に必要な範囲に限って利用する必要があります。

なお、利用目的を特定個人情報の取得経路ごとに特定(例えば、「本人から取得した特定個人情報は源泉徴収票作成事務」等)し、本人に通知又は公表している場合においては、別途、特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)により取得した個人番号の利用番号を特定し、本人に通知又は公表する必要があります。また、個人情報保護法第20条及び第21条並びに行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第12条により、特別徴収義務者は個人番号の取扱いについて、漏えい防止などの必要な安全管理措置を講ずる必要がありますので御留意ください。

2 特別徴収義務者の個人番号の収集について

個人番号の収集ができていない従業員については、引き続き個人番号の収集に努めるようお願いいたします。

※番号法第6条

個人番号及び法人番号を利用する事業者は、基本理念にのっとり、国及び地方公共団体が個人番号及び法人番号の利用に関し実施する施策に協力するよう努めるものとする。

給与支払報告書等の申告は「eLTAX(エルタックス)」が便利です

eLTAX(エルタックス)とは、地方税ポータルシステムの呼称で、インターネットを通じて電子的に税金の申告、申請、届出ができるシステムのことです。

eLTAXを利用した場合のメリット

- ・自宅やオフィスのパソコンからインターネットを通じて手続きができます。
- ・複数の地方公共団体にまとめて送信でき、自治体ごとの仕分けや封入等の作業が不要となります。
- ・無償のeLTAX対応ソフトウェア(PCdesk)や、市販の税務・会計ソフト(eLTAX対応のものに限る)を使って、申告することができます。

eLTAX内の地方税共通納税システムについて

- ・金融機関の窓口に出向くことなく、自宅やオフィスのパソコンから電子納付できます。
- ・複数の地方公共団体に一括で納付でき、事前に登録した金融機関の口座を指定して直接納付する「ダイレクト納付」することができます。

利用の開始について

eLTAXの利用を開始するには、eLTAXのホームページより利用届出(新規)を行い、利用者IDと暗証番号を取得していただく必要があります。

詳しくは、eLTAXのホームページをご覧ください。 <https://www.eltax.lta.go.jp/>

1. 特別徴収の取扱要領

(1) 特別徴収について

納税者の便宜を図る目的から、地方税法第321条の3、笠松町税条例第44条の規定によって納税者が納めなければならない1年間の町民税・県民税額を、6月から翌年の5月までの12回に分けて給与の支払われるときに差し引いて、その月分として一括納入していただくのが特別徴収の制度です。

(2) 特別徴収義務者について

地方税法第321条の4、笠松町税条例第45条の規定により、指定を受けられた給与の支払者をいいます。町から「町民税・県民税特別徴収税額通知書」が送達されますと、特別徴収の義務が発生します。

(3) 特別徴収税額通知書について

関係書類を受け取られましたら、まずその内容を確認してください。

- ① 当町へ提出される特別徴収関係書類または、照会等される場合には、貴事業所の令和6年度特別徴収義務者指定番号をお知らせください。
- ② 同封の「納税者への通知書」は、すみやかに各納税者へお渡しください。退職その他の理由で交付が出来ないときは、異動届出書をつけて、5月24日までにお返しく下さい。
- ③ 納税者から給与所得以外の所得にかかる税額の全部または一部を普通徴収の方法で納付したい旨の申出があった時は、5月24日までにご連絡ください。

(4) 毎月の給与から差し引く月割額

この「しおり」と同封して送りました「特別徴収税額通知書」に基づいて差し引いて納入してください。

(5) 特別徴収の納入期限

特別徴収義務者は、6月から翌年5月までの給与の支払をするとき毎月徴収して、翌月10日（翌月10日が日曜・祝祭日に当たるときはその翌日、土曜日に当たるときはその翌々日）、納期特例承認事業所は6月分～11月分を12月10日、12月分～5月分を翌年6月10日までに、指定する納入場所へ納入してください。（納入場所は7ページをご覧ください。）

(6) 納入書の書き方について

後記の納入書の記入・取り扱いについて（9ページ）をご覧ください。

(7) 納税者が退職または転勤された場合

納税者が異動(退職・転勤・長期欠勤・死亡等)されて給与の支払を受けなくなったときは、その月の翌月以降の月割額は徴収して納入する義務はありませんので、しおりの「異動届出書」を作成し、翌月10日までに笠松町役場税務課あてに提出してください。ただし翌年1月1日以降に退職の場合は次の(8)のとおりです。

なお、異動届出書の提出がないと督促状が発行されますからご注意ください。

(8) 退職・転勤などの場合の未納月割額の納入について

① 退職された場合の未納月割額は普通徴収の方法に変更し、町から納税通知書を直接納税者に郵送しますから異動後の住所などは必ず詳細に記入してください。

◎ 未徴収税額の一括徴収について

6月1日から12月31日までの間に退職されるときは、翌月分以降5月分までの未徴収の税額を納税者から「残りの税額を特別徴収されたい」旨の申出があれば退職時に一括徴収してください。なお、1月1日以降4月30日までの間に退職された場合は、納税者からの申出がなくても翌月以降5月分までの未徴収の税額を一括徴収してください。ただしこの場合は、退職者に支払われるべき給与・退職手当等の合計額が未徴収税額の全額を超えるときに限ります。

※ この一括徴収は、給与・退職手当などの支払いをする際徴収し、翌月10日までに一般分に合算し、納入してください。
※ 一括徴収のときの「異動届出書」の記載例は、異動届出書の前の記載例(22ページ)をご参照ください。

◎ 退職の場合、残りの税額を一括徴収していただきますと納税者の方も退職後、個人で納付する手間が省略されますから、ご協力を切にお願いします。特に退職後町外へ転出される方についてはなるべく一括徴収してください。

② 転勤の場合、その転勤先が当町から特別徴収の指定を受けていない場合は、新しく指定するか、または前述のように普通徴収に変更します。

(9) 納期の特例について

給与の支払を受ける者が常時10人未満の事業主は、町長に「納期の特例についての承認申請書」(18ページ)を5月中に提出し、それが承認された場合、給与等の支払の際徴収した税額を、次のように年2回に分けて納入することができます。

(「常時10人未満」とは、常に10人に満たないということで、多忙な時期において臨時に雇い入れた者があるような場合には、その人数を除いた人数が9人までのことです。)

納期限 6月から11月までの分……………12月10日まで

12月から翌年5月までの分……………翌年6月10日まで

(12月10日、6月10日が日曜・祝祭日に当たるときはその翌日、土曜日に当たるときはその翌々日)

なお、この納期の特例については、退職手当等に係る特別徴収にも適用されます。

- 〔ご注意〕
- ① 納期特例の承認申請をされても、滞納や著しい納入遅延がある場合は、承認されないことがあります。また、承認を受けても滞納したり、納入遅延があったりしますと、この特例の承認を取り消すことになります。
 - ② 納期特例の承認後、給与の支払を受ける者の人数が条件の限度を超えることとなった場合（常時10人以上になったとき）は、その旨をすみやかに届けてください。
 - ③ 納期特例が承認された場合でも退職などがあったときは、「異動届出書」を翌月10日までに必ず提出してください。
 - ④ 納期特例の承認は、翌年以降に引き続きますから、承認書は一度だけの提出で省略できます。（ただし、事業所名の変更等により特別徴収義務者が変更になった場合は、あらためて申請してください。）

（10） 特別徴収税額の変更について

特別徴収税額を通知した後に、その税額に誤りがあったり、またこれを変更する必要があるときは、「町民税・県民税特別徴収税額変更(決定)通知書」を送付しますから、「納税者用の通知書」については本人に交付してください。この税額通知書をお受け取りになられましたら、変更後の月割額によって徴収し、納入してください。

（11） 月割額を滞納された場合

特別徴収義務者が月割額を納期限（翌月の10日）までに納入されないときは、納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、納入金額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6%（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%）の割合（当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6%の割合にあつては、その年における延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合）とします。）を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。この場合における閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

2. 退職所得に係る特別徴収の取扱要領

退職所得に対する個人の町民税・県民税は、他の所得と区別して(いわゆる「分離課税」です。)所得税の場合と同様に退職手当等の額に応じ税額を計算し、支払金額から、その税額を徴収して、退職者の退職した年の1月1日現在における住所の市町村に納入していただきます。

(1) 退職所得の金額

退職所得の金額は、所得税法第30条第2項に規定する退職所得の金額の計算の例により、原則として次の算式によって計算します。

退職所得の金額 = (退職手当等の収入金額 - 退職所得控除額) × 1/2 (1,000円未満の端数切捨て)

(注1) ただし、役員等(①法人税法第2条第15号に規定する役員 ②国会議員及び地方議会議員 ③国家公務員及び地方公務員をさします。)としての勤続年数が5年以下の人へ、その役員等の勤続年数に対応して退職手当等を支払う場合は、上記計算式の2分の1を乗じる措置はありません。

(注2) ただし、令和4年1月1日以降に役員等以外の勤続年数が5年以下の人へ、その勤続年数に対応して退職手当等を支払う場合は、退職所得控除額を控除した後の金額のうち300万円を超える部分について、2分の1の額ではなく、全額を課税の対象とします。

(2) 退職所得控除額

ア. 勤続年数が20年以下の場合 40万円×勤続年数(80万円に満たないときは、80万円)

イ. 勤続年数が20年を超える場合 70万円×勤続年数－600万円

退職者が在職中に障がい者になったことにより退職した場合は、さらに100万円加算されます。

勤続年数が1年に満たない期間がある場合は切上げてください。

(3) 税額の計算

上記(1)で計算した退職所得の金額に、税率(町民税は6%、県民税は4%)を適用して計算し、町民税、県民税それぞれ100円未満の端数がある場合は、それぞれ100円未満の端数を切捨てます。

(4) 納入期限

特別徴収義務者は退職手当等の支払をするとき、その税額を徴収して、翌月の10日(翌月10日が日曜日・祝祭日に当たるときはその翌日、土曜日に当たるときはその翌々日)までに町の指定する納入場所へ所定の納入書により納入してください。

(5) 納入書及び納入申告書における個人番号の記載と提出方法

・納入書の記入については、給与所得に係る特別徴収の納入書と同じですから、退職所得分の欄に記入してください。また「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」1部を笠松町役場税務課あてに送付してください。

・退職所得に係る町民税・県民税の「納入申告書」は、「納入済通知書」の裏面にあります。納税義務者別内訳を必ず記入してください。

・退職所得等の分離課税に係る所得割の「納入申告書」は、平成28年1月1日以後に行われる納入申告から法人番号又は個人番号を記載して提出することとなります。

・特別徴収義務者が個人事業主の方である場合には、納税通知書の裏面に印刷されている「納入申告書」の様式は、「納入申告書」としては使用せず、「納入申告書」は別の紙を用いて別途提出してください。その上で、表裏一体の様式の納入書の面(表面)のみ記載したものを金融機関等に提出していただき(裏面は記載しないでください)、別の紙の「納入申告書」(個人番号を含む必要な事項を記載いただいたもの)を別途郵送等により提出してください。

※ 別途提出する方法の例

・表裏一体の様式とは別に納入申告書を別の紙に印刷した様式を用いて提出する。

・納入済通知書をもう一部用意し、その裏面の納入申告書部分を切り離したものを用いて提出する。

理由：金融機関等は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」上、個人番号を取り扱うことができないため

3. 町民税・県民税特別徴収税額払込金融機関一覧表

指 定 金 融 機 関 十 六 銀 行

収納代理金融機関 大 垣 共 立 銀 行 岐 阜 信 用 金 庫 大 垣 西 濃 信 用 金 庫

ぎ ぶ 農 業 協 同 組 合 岐 阜 商 工 信 用 組 合 ゆ う ち ょ 銀 行

※ 上記の金融機関の本・支店で納入できます。

ただし、岐阜、愛知、三重、静岡以外のゆうちょ銀行・郵便局をご利用いただく場合は、利用されるゆうちょ銀行・郵便局に「指定通知書」を提出してください。

4. ゆうちょ銀行・郵便局 の指定 について

特別徴収税額の納入にゆうちょ銀行・郵便局を利用される場合は、当町の金融機関として指定しなければなりませんので、右の「指定通知書」を利用されるゆうちょ銀行支店名または郵便局名を記入の上、当初納入される際そのゆうちょ銀行・郵便局に提出してください。

※ 岐阜、愛知、三重、静岡の4県下のゆうちょ銀行・郵便局を利用される場合や、前年度利用しているゆうちょ銀行・郵便局は提出の必要はありません。

年 月 日

(株) ゆうちょ銀行 本・支店長 様

郵便局長 様

笠松町長 古田 聖人

指 定 通 知 書

貴局(店)を地方税法第321条の5第4項の規定により、当町の町民税及び県民税特別徴収税額の納入取扱局(店)に指定しましたので通知します。

- | | |
|-----------|---------------------------|
| 1 認 可 番 号 | 貯業一第190号 |
| 2 口 座 番 号 | 00810-7-960402 |
| 3 加 入 者 名 | 岐阜県羽島郡笠松町 |
| 4 取りまとめ店 | 名古屋貯金事務センター(郵便番号469-8794) |

5. 納入書の記入・取り扱いについて

地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号)が改正され、個人町民税・個人県民税(特別徴収分)の納入書の様式が統一されました。

笠松町は、平成7年度分から特別徴収に係る個人の町民税・県民税の納入書(納入済通知書及び領収書を含む。)の様式のうちOCR(光学文字読取り装置)処理用の統一様式を使用しましたので、以下の注意事項、記入例をご参照いただき間違いのないよう納入してください。

〔注意事項〕

1. 納入書つづりには、6月分から翌年5月までの12か月分の納入書と予備の納入書をつづってあります。
2. 税を納入される場合は、町から送付しています納入書にあらかじめ特別徴収義務者名、事業年度、行為月等が印字してありますので、必ず専用の納入書を使用してください。
3. 12か月の納入書には、納入すべき金額が納入金額(1)に印字されています。(記入例 **1**)
税額変更などがあった場合の取り扱いについては記入例の **2** をご参照ください。
4. 納入書の記入には、OCRで直接読み取りを行いますので「黒のボールペン」または「黒のサインペン」を使用し、「標準字体」にならって枠からはみ出さないで、大きめのアラビア数字で明瞭に記入してください。
(記入例 **1** ～ **4**)
5. 退職所得に係る町民税・県民税の「納入申告書」は、「納入済通知書」の裏面にあります。納税義務者別内訳を必ず記入してください。
6. 「納入済通知書」は直接機械に読み込ませますので、汚したり折り曲げたりしないで大切に取扱ってください。
7. ご不明な点又は用紙等を必要とされる場合は、笠松町役場税務課までご連絡ください。

〔記入例〕

① 納入すべき金額が「納入金額(1)」の欄の金額と同じ場合

岐阜県羽島郡 笠松町		個人町民税 個人県民税		領収証書㊟	
市区町村コード	口座番号	加入者名			
213039	00810-7-960402	岐阜県羽島郡笠松町			
指 定 番 号	納入金額(1)				
〇〇年〇8月	5500100	913,400 円			
納入すべき金額が右の 納入金額(1)の欄の金額と 異なるときは、納入金額 (1)の欄を横線で抹消し、 納入金額(2)の欄に記入し てください。	納 入	給与分 一筆収収 分年分			
	入	退 職 所得分			
	金	延滞金			
	額				
納期限	〇〇年09月10日	(2) 合計額			
(特別徴収義務者)		領 収 日 付 印			
住 所 又は 所在地 501-6045 岐阜県羽島郡笠松町司町〇〇番地					
氏 名 又は 名 称 〇〇株式会社		様 印			

上記のとおり徴収しました。(納入者保管)

岐阜県羽島郡 笠松町		個人町民税 個人県民税		納入書㊟	
市区町村コード	口座番号	加入者名			
213039	00810-7-960402	岐阜県羽島郡笠松町			
指 定 番 号	納入金額(1)				
〇〇年〇8月	5500100	913,400 円			
納入すべき金額が右の 納入金額(1)の欄の金額と 異なるときは、納入金額 (1)の欄を横線で抹消し、 納入金額(2)の欄に記入し てください。	納 入	給与分 一筆収収 分年分			
	入	退 職 所得分			
	金	延滞金			
	額				
納期限	〇〇年09月10日	(2) 合計額			
(特別徴収義務者)		領 収 日 付 印			
住 所 又は 所在地 501-6045 岐阜県羽島郡笠松町司町〇〇番地					
氏 名 又は 名 称 〇〇株式会社		様 印			

上記のとおり納入します。(金融機関保管)

岐阜県羽島郡 笠松町		個人町民税 個人県民税		納入済通知書㊟	
市区町村コード	口座番号	加入者名			
213039	00810-7-960402	岐阜県羽島郡笠松町			
指 定 番 号	納入金額(1)				
〇〇年〇8月	5500100	913,400 円			
納入すべき金額が右の納入金額 (1)の欄の金額と異なるときは、納 入金額(1)の欄を横線で抹消し、納 入金額(2)の欄に記入してください。	納 入	給与分 一筆収収 分年分			
	入	退 職 所得分			
	金	延滞金			
	額				
納期限	〇〇年09月10日	(2) 合計額			
(特別徴収義務者)		領 収 日 付 印			
住 所 又は 所在地 501-6045 岐阜県羽島郡笠松町司町〇〇番地					
氏 名 又は 名 称 〇〇株式会社		様 印			

上記のとおり通知します。受付日→納入済(入金)取りまとめ日→受取(入金)対照日

納入済通知書の納入金額欄にY記号は記入しないでください。

- ・納入すべき金額に変更がない場合は、納入書をそのままご使用ください。
- 何も記入していただく必要はありません。

〔記入例〕

〔2〕 納入すべき金額が「納入金額(1)」の欄の金額と異なる場合(給与分の場合)

岐阜県羽島郡 笠松町 個人町民税 領収証書②	
市区町村コード	00810-7-960402
口座番号	00810-7-960402
加入者名	岐阜県羽島郡笠松町
納入金額(1)	13,400 円
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	
給与分	94,670 円
退職所得分	
延滞金	
合計額	94,670 円
納期限	〇〇年09月10日
(特別徴収義務者)	
住所又は所在地	岐阜県羽島郡笠松町可町〇〇番地
氏名又は名称	〇〇株式会社
領収日	
領収印	

上記のとおり領収しました。(納入者保管)

岐阜県羽島郡 笠松町 個人町民税 納入書②	
市区町村コード	00810-7-960402
口座番号	00810-7-960402
加入者名	岐阜県羽島郡笠松町
納入金額(1)	13,400 円
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	
給与分	94,670 円
退職所得分	
延滞金	
合計額	94,670 円
納期限	〇〇年09月10日
(特別徴収義務者)	
住所又は所在地	岐阜県羽島郡笠松町可町〇〇番地
氏名又は名称	〇〇株式会社
領収日	
領収印	

上記のとおり納入します。(金融機関保管)

岐阜県羽島郡 笠松町 個人町民税 納入済通知書②	
市区町村コード	00810-7-960402
口座番号	00810-7-960402
加入者名	岐阜県羽島郡笠松町
納入金額(1)	13,400 円
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	
給与分	94,670 円
退職所得分	
延滞金	
合計額	94,670 円
納期限	〇〇年09月10日
(特別徴収義務者)	
住所又は所在地	岐阜県羽島郡笠松町可町〇〇番地
氏名又は名称	〇〇株式会社
領収日	
領収印	

上記のとおり通知します。(受付店・金融機関等保管)

納入済通知書の納入金額欄にY記号は記入しないでください。

- ・納入すべき金額が、税額変更又は退職等により「納入金額(1)」と異なるときは、「納入金額(1)」の金額を横線で消し、「納入金額(2)」の該当する欄に納入すべき金額を記入してください。
- ・「納入通知書」の納入金額欄に記入していただく字体は、標準字体にならって記入してください。
この場合、納入金額の頭にY記号は記入しないでください。
標準字体 (10ページ参照)
- ・納入金額を書き損じた場合は、納入書のつづりのうしろにとじてある予備の納入書を使用してください。記入方法については次の〔4〕をご参照ください。

〔記入例〕

③ 納入すべき金額が「納入金額(1)」の欄の金額と異なる場合(給与分と退職所得分がある場合)

岐阜県羽島郡笠松町 個人町民税 個人県民税 領収証書③

市区町村コード	口座番号	加入者名
213039	00810-7-960402	岐阜県羽島郡笠松町
〇〇年〇〇月	指定番号	納入金額(1)
〇〇年〇〇月	5500100	918,400 円
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分 所得分	延滞金
	946700	
	136000	
納期限 〇〇年〇〇月〇〇日	合計額	
	1082700	
(特別徴収義務者)		
住所 又は 501-6045		
所在地 岐阜県羽島郡笠松町司町〇〇番地		
氏名 又は 〇〇株式会社		
名称 様印		

上記のとおり領収しました。(納入者保管)

岐阜県羽島郡笠松町 個人町民税 個人県民税 納入書③

市区町村コード	口座番号	加入者名
213039	00810-7-960402	岐阜県羽島郡笠松町
〇〇年〇〇月	指定番号	納入金額(1)
〇〇年〇〇月	5500100	918,400 円
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分 所得分	延滞金
	946700	
	136000	
納期限 〇〇年〇〇月〇〇日	合計額	
	1082700	
(特別徴収義務者)		
住所 又は 501-6045		
所在地 岐阜県羽島郡笠松町司町〇〇番地		
氏名 又は 〇〇株式会社		
名称 印		

上記のとおり納入します。(金融機関保管)

岐阜県羽島郡笠松町 個人町民税 個人県民税 納入済通知書③

市区町村コード	口座番号	加入者名
213039	00810-7-960402	岐阜県羽島郡笠松町
〇〇年〇〇月	指定番号	納入金額(1)
〇〇年〇〇月	5500100	918,400 円
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分 所得分	延滞金
	946700	
	136000	
納期限 〇〇年〇〇月〇〇日	合計額	
	1082700	
(特別徴収義務者)		
住所 又は 501-6045		
所在地 岐阜県羽島郡笠松町司町〇〇番地		
氏名 又は 〇〇株式会社		
名称 印		

上記のとおり通知します。(会社・個人・金融機関等)

納入済通知書の納入金額欄にY記号は記入しないでください。

- ・納入すべき金額が、税額変更又は退職所得分の納入等により「納入金額(1)」と異なるときは、「納入金額(1)」の金額を横線で消し、「納入金額(2)」の該当する欄に納入すべき金額を記入してください。
- ・「納入通知書」の納入金額欄に記入していただく字体は、標準字体にならって記入してください。
- この場合、納入金額の頭にY記号は記入しないでください。
- 標準字体 (10ページ参照)
- ・納入金額を書き損じた場合は、納入書のつづりのうしろにとじてある予備の納入書を使用してください。記入方法については次の④をご参照ください。
- ・退職所得分の町民税・県民税の計算方法は6～7ページをご参照ください。

退職所得分の納入申告書記入例 (納入通知書の裏面)

町民税 県民税 納入申告書

笠松町長様

〇〇年 〇 月 10 日提出

退職手当支払金額	〇〇年 8 月分	人数	1 人
	142,300 円		
特別徴収税額	町民税	816 円	
	県民税	544 円	

地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。

住所又は〒501-6045
所在地 羽島郡笠松町司町〇〇番地 (受付印)

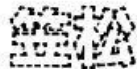
特別徴収義務者 〇〇〇〇株式会社

法人番号又は個人番号 1234567890123

納税者	笠松町中野〇〇番地	氏名	笠松 太郎
退職手当支払金額	14,223,632 円	勤続年数	25 年
		町民税合計税額	136,000 円
		県民税合計税額	

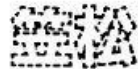
〔記入例〕

④ 予備の納入書を使用される場合

岐阜県羽島郡 笠松町		個人市民税 個人県民税		領収証書④	
市区町村コード	口座番号	加入者名			
213039	00810-7-960402	岐阜県羽島郡笠松町			
〇〇年〇〇月		指定番号	納入金額(1)		
		5500100	円		
納入すべき金額が右の 納入金額(1)の欄の金額と 異なるときは、納入金額 (1)の欄を横線で抹消し、 納入金額(2)の欄に記入し てください。		給与分 所得分	946700		
		退職 所得分			
		金 延滞金			
納期限 〇〇年〇〇月10日		合計額 946700			
(寄附徴収義務者) 住所 又は 所在地 岐阜県羽島郡笠松町司町〇〇番地 氏名 又は 名称 〇〇株式会社		領収 日付 印 			

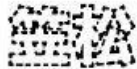
上記のとおり領収しました。

(納入者保管)

岐阜県羽島郡 笠松町		個人市民税 個人県民税		納入書④	
市区町村コード	口座番号	加入者名			
213039	00810-7-960402	岐阜県羽島郡笠松町			
〇〇年〇〇月		指定番号	納入金額(1)		
		5500100	円		
納入すべき金額が右の 納入金額(1)の欄の金額と 異なるときは、納入金額 (1)の欄を横線で抹消し、 納入金額(2)の欄に記入し てください。		給与分 所得分	946700		
		退職 所得分			
		金 延滞金			
納期限 〇〇年〇〇月10日		合計額 946700			
(寄附徴収義務者) 住所 又は 所在地 岐阜県羽島郡笠松町司町〇〇番地 氏名 又は 名称 〇〇株式会社		領収 日付 印 			

上記のとおり納入します。

(金融機関保管)

岐阜県羽島郡 笠松町		個人市民税 個人県民税		納入済通知書④	
市区町村コード	口座番号	加入者名			
213039	00810-7-960402	岐阜県羽島郡笠松町			
〇〇年〇〇月		指定番号	納入金額(1)		
		0005500100	円		
納入すべき金額が右の納入金額 (1)の欄の金額と異なるときは、納 入金額(1)の欄を横線で抹消し、 納入金額(2)の欄に記入してください。		給与分 所得分	946700		
		退職 所得分			
		金 延滞金			
納期限 〇〇年〇〇月10日		合計額 946700			
(寄附徴収義務者) 住所 又は 所在地 岐阜県羽島郡笠松町司町〇〇番地 氏名 又は 名称 〇〇株式会社		領収 日付 印 			

上記のとおり通知します。(受付印・入金印・支取印・お名前・住所・電話番号・笠松町製粉)

納入済通知書の納入金額欄にY記号は記入しないでください。

- 各月分の納入書が汚損等で使用できなくなった場合又は「納入金額(2)」の欄に記入するときには書き損じた場合等に使用してください。
- 記入していただく箇所は次のとおりです。
 - 「納入金額(2)」の欄..... 給与分、退職所得分等の納入すべき金額を記入してください。
 - 「年 月分」の欄..... 徴収年月です。10～12月以外の月については06、07など2桁で記入してください。
 - 「納期限」の欄..... 徴収月(給与支払月)の翌月の10日(その日が日曜・祝祭日に当たるときはその翌日、土曜日に当たるときはその翌々日)が納期限です。
- 「納入金額(1)」の欄には、納入金額を記入しないでください。

6. 届出書等様式・記入例

- ① 特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書 … P17
 - ② 町民税・県民税 特別徴収税額の納期の特例についての承認申請書 … P18
 - ③ 特別徴収切替届出(依頼)書 記入例 … P19
 - ④ 特別徴収切替届出(依頼)書 … P20
 - ⑤ 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書 記入例 … P21～P23
 - ⑥ 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書 … P24
- ◎変更があった場合は、すみやかに提出してください。各様式が不足の場合はコピーしてご使用ください。

(1) 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書について

納税者が退職・休職・転勤等の事由によって給与の支払を受けなくなった場合には、その受けなくなった日の属する月の翌月10日までに異動届出書を笠松町役場税務課に提出してください。

この届出が遅れますと当町の事務処理が遅れるばかりでなく、徴収台帳面で貴事業所の滞納額として残り、後日督促状が発せられたりして、ご迷惑がかかります。また、退職された方には未徴収税額について一度に多くの額を納めていただくことにもなりますから、事由の発生した都度すみやかに提出してください。

1. 一括徴収の取り扱いについて

令和6年6月1日から12月31日までの退職者等	本人からの申し出により給与、退職手当等の支払いの際に未徴収税額を一括徴収してください。
令和7年1月1日から4月30日までの退職者等	5月31日までに給与退職手当等の支払いがある場合は、その支払いの際に一括徴収してください。(地方税法(321条の5)で義務づけられており、本人からの申し出を必要としません。)

2. 転勤先の事業所で引き続き特別徴収する場合は、転勤先に徴収すべき月割額などをご連絡ください。

あわせて、その旨記載した異動届出書をすみやかに提出してください。

(注) 用紙不足の場合は、コピーしてご使用ください。また様式は笠松町役場ホームページからダウンロードできます。

【笠松町役場ホームページ <https://www.town.kasamatsu.gifu.jp/>】

(2) 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書の書き方

1. 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
この届出書は、町長に提出した給与支払報告書に記載された者のうち特別徴収税額がない者で、4月1日現在において給与の支払を受けなくなった者がある場合に4月15日までに町長に提出してください。
2. 特別徴収に係る給与所得者異動届出書
この届出書は、給与の支払を受けている者で、特別徴収税額のある者が給与の支払を受けなくなった場合に、その受けなくなった日の属する月の翌月10日までに町長に提出してください。ただし、4月2日から5月31日までの間に給与の支払を受けなくなった者の町・県民税をその年度から新たに特別徴収の方法によって徴収すべき町長に対する届出書は、町長から特別徴収税額の通知のあった日の属する月の翌月の10日までに提出してください。
3. 「給与支払者(特別徴収義務者)」欄中の「個人番号又は法人番号」欄には、「給与支払者(特別徴収義務者)の法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。)又は個人番号(同条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)」を記入してください。なお、個人番号を記入する場合には、左側を1文字空けて記入してください。
4. 「給与支払者(特別徴収義務者)」欄中の「特別徴収義務者指定番号」欄には、町長により指定された特別徴収義務者指定番号を記入してください。
5. 「給与所得者」欄中の「個人番号」欄には、給与所得者の個人番号を記入してください。
6. 「給与所得者」欄中の「受給者番号」欄には、この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された受給者番号を記入してください。
7. 「給与所得者」欄中の「異動後の住所」欄には、異動後の住所を記入してください。異動後の住所が不明なときは、給与の支払を受けなくなった当時の住所を記入してください。
8. 「給与所得者」欄中の「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄は、次の要領により記入してください。
 - (1) 給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合は、枠内に「1」と番号を記入するとともに、「1. 特別徴収継続の場合」欄に必要事項を記入してください。
 - (2) 退職後翌年5月31日までに支払われる給与または退職手当等から未徴収税額を一括徴収する場合には、枠内に「2」と番号を記入するとともに、「2. 一括徴収の場合」欄に必要事項を記入してください。([注]1月1日から4月30日までの間に、退職等により給与の支払を受けなくなった場合には、本人から一括徴収の申出がなくとも必ず一括徴収しなければなりません。)
 - (3) (1)または(2)に該当しない場合には、枠内に「3」と番号を記入するとともに、「3. 普通徴収の場合」欄に、その理由を同欄に掲げているものから選び、該当する番号を枠内に記入してください。([注]同欄に掲げている理由に該当しない場合は、新しい勤務先において特別徴収の継続の申出がある場合を除き、特別徴収義務者は必ず一括徴収しなければなりません。)
9. 「1. 特別徴収継続の場合」の欄中の「特別徴収義務者指定番号」欄には、町長により指定された特別徴収義務者指定番号を記入してください。これまでに町長から指定されたことがない場合にあっては、「新規」を○で囲んでください。
10. 「1. 特別徴収継続の場合」の欄中の「納入書の要否」欄には、「特別徴収義務者指定番号」欄の「新規」を○で囲んだ場合にのみ記入してください。
11. 「2. 一括徴収の場合」の欄中の「徴収予定月日」欄には、一括徴収の対象となる給与または退職手当等の支給月日を記入してください。
12. ※印欄には、記入しないでください。

特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書

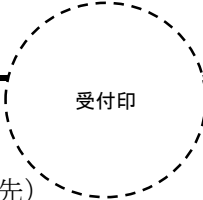
受付印 (あて先) 笠 松 町 長 年 月 日提出	(特別徴収義務者) 給与支払者	所在地 (住 所)	〒												特別徴収義務者指定番号			
		名 称													担 当 者	係		
		法人番号※														氏 名		
																電 話	() -	

※個人事業主等の方は個人番号を記載しないでください。

事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 日
フリガナ 所 在 地	〒	〒	年 月 日
フリガナ 名 称			年 月 日
法 人 番 号			年 月 日
電 話	() - 内線	() - 内線	年 月 日
備 考			※処理事項 1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度

○所在地・名称には誤読をさけるために必ずフリガナをつけてください。

町民税・県民税 特別徴収税額の納期の特例についての承認申請書

 (あて先) 笠 松 町 長 年 月 日提出	申 請 者	住 所 又 は 所 在 地											特 別 徴 収 義 務 者 指 定 番 号				
		氏 名 又 は 事 業 所 の 名 称 ・ 代 表 者 氏 名											担 当 者	係			
		法 人 番 号															電 話
地方税法第321条の5の2ならびに笠松町税条例第46条の2の規定による特別徴収税額の納期の特例について承認を申請します。																	
特例の適用をうけようとする税額		年 月分以降の納期にかかる町民税・県民税特別徴収税額															
申請の日前6カ月間の各月末の給与の支払を受ける者の人員(常時雇用人を書き、臨時雇用人は別記のこと)		年 月分	ほかに臨時 人 人		年 月分	ほかに臨時 人 人											
		年 月分	ほかに臨時 人 人		年 月分	ほかに臨時 人 人											
		年 月分	ほかに臨時 人 人		年 月分	ほかに臨時 人 人											
現に町税の滞納があり、または最近において著しい納入遅延の事実がある場合において、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由の詳細						発議	年 月 日										
						決裁	年 月 日										
						施行	年 月 日										
※ 処 理 欄	処理区分					決 裁	町 長	副 町 長	部 長	課 長	主 務	助 務					
	承 認 却 下																

申請者の法人番号を記入してください。申請者が個人事業主の場合は記入不要です。

※印欄は記入しないでください。

常時雇用が9人までの事業所は、この申請書を5月中旬に提出されますと、滞納などの特別の場合をのぞき「納期特例」を承認いたします。

お知らせ 「納期特例」は年12回納付が2回でよく、便利ですのでおすすめします。

前年までに、承認済みの事業所は、年度がかわっても提出の必要はありません。詳しくはしおり4ページをご欄ください。

記 載 例
特別徴収切替届出(依頼)書

(あて先) 笠 松 町 長 ○○年○○月○○日提出	(特別徴収義務者) 給与支払者	所在地	郵便番号 501-6181 羽島郡笠松町司町○○番地										特別徴収義務者 指 定 番 号		新規 ・ 既存 5500100
		フリガナ	○○○○										連絡先	所属	総務課給与係
		名称	○○○○ 株式会社											氏名	甲乙 一郎
		法人番号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○

下記の者について、7 月分より特別徴収を希望します。
(8 月 10 日 納期限分)

給与所得者	フリガナ	カサマツ タロウ										普通徴収	年税額	円 106,800
	氏名	笠松 太郎											納付済額	円 26,700
	現住所	笠松町中野○○番地											納付済期	1 期分 月随時分 まで
	住所 (1月1日)	同上											納税通知書番号	123456
	生年月日	昭和△△年△△月△△日	受給者番号	××××		異動年月日	□□年□□月□□日		普通徴収の 口座振替該当有無		有 ・ 無			
備 考												納付書の送付	要 ・ 不要	

- ・二重納付防止のため、納税者に届いている普通徴収納税通知書で納付状況を確認して下さい。
- ・普通徴収で納期が到来している分については、特別徴収への切替ができませんのでご注意下さい。
- ・給与支払者(特別徴収義務者)の法人番号を記入してください。給与支払者(特別徴収義務者)が個人事業主の場合は記入不要です。

特別徴収切替届出(依頼)書

(あて先) 笠 松 町 長 年 月 日提出	(特別徴収義務者) 給与支払者	所在地	郵便番号												特別徴収義務者 指 定 番 号		新規 ・ 既存	
		フリガナ													連絡先	所属		
		名称														氏名		
		法人番号																電話

下記の者について、 月分より特別徴収を希望します。
 (月 日 納期限分)

給与 所得者	フリガナ													普通 徴収	年税額	円
	氏名														納付済額	円
	現住所														納付済期	期分 月 随時分 まで
	住所 (1月1日)														納税通知書番号	
	生年月日	年 月 日	受給者番号				異動年月日	年 月 日	普通徴収の 口座振替該当有無		有 ・ 無					
備 考														納付書の送付		要 ・ 不要

- ・二重納付防止のため、納税者に届いている普通徴収納税通知書で納付状況を確認して下さい。
- ・普通徴収で納期が到来している分については、特別徴収への切替ができませんのでご注意下さい。
- ・給与支払者(特別徴収義務者)の法人番号を記入してください。給与支払者(特別徴収義務者)が個人事業主の場合は記入不要です。

記載例(退職)

1. 特別徴収継続の場合（給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。）																		新しい勤務先へは、月割額_____円を									
新しい勤務先	特別徴収義務者 指 定 番 号	新規										法 人 番 号												月分（翌月10日納入期限分）から 徴収し、納入するよう連絡済みです。			
	所 在 地	〒										担当者連絡先	所 属														
	フリガナ												氏 名												受給者番号		
	氏名又は名称												電 話	内線（ ）											納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	☐ 右から 番号を 記入	1. 必要 2. 不要

3. 普通徴収（本人納付）の場合 ご記入してください。 日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。		※市町村記入欄
理由 1 右から番号を記入	1. 異動が 令和6 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため 3. 死亡による退職であるため	

-21-

年度	1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度
----	--------	--------	--------

1. 特別徴収継続の場合（給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。）															新しい勤務先へは、月割額_____円を		
新しい勤務先で特別徴収を希望する方	特別徴収義務者 指 定 番 号	新規			法 人 番 号												月分（翌月10日納入期限分）から 徴収し、納入するよう連絡済みです。
	所 在 地	〒				担当者連絡先	所 属									受給者番号 一括で徴収した税額を納入する月をご記入ください。	
	一括徴収する場合、該当する理由の番号をご記入ください。 （1月以降の退職の場合は、一括徴収が原則になります。）						氏 名										
						電 話	内線（ ）								納入書の要 （新規の場合のみ記入）		

3. 普通徴収（本人納付）の場合 ◎異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。		※市町村記入欄
理由	1. 異動が 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため 3. 死亡による退職であるため 右から番号を記入	

–22–

記載例（転勤）

〇〇年〇〇月〇〇日提出

笠松町の指定番号があれば、ご記入ください。
新規の場合は、新規を○で囲んでください。

特別徴収を開始する月とその月割額をご記入ください。
また、新しい勤務先へ徴収月及び月割額を必ず
連絡してください。

右から
番号を
記入

※市町村記入欄

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
特別徴収

															年度	1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度												
笠 松 町 長 様 年 月 日 提出				〔 給与支払者 特別徴収 〕	所在地	〒										特別徴収義務者 指 定 番 号												
					フリガナ											宛 名 番 号												
					氏名又は名称											担連 当 紹 者 先	所 属											
					個人番号 又は法人番号																氏 名							
															←個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載										電 話		内線 ()	
給 与 所 得 者	フリガナ					(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異 動 日 年 月 日	異 動 の 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法																	
	氏 名																											
	生年月日	年 月 日																										
	個人番号																											
	受給者番号					円	円	円	年 月 日	1. 退 職 ・ 長 勤 動 欠 亡 2. 転 任 3. 休 職 4. 死 亡 5. 支 払 少 額 ・ 不 定 期 6. 合 併 ・ 解 散 7. そ の 他 〔事由・理由(7の場合)〕	1. 特別徴収継続 2. 一 括 徴 収 3. 普 通 徴 収 (本人納付)																	
	1月1日 現在の住所																											
異動後の 住 所																												

1. 特別徴収継続の場合（給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。）

新 し い 徴 収 勤 務 先	特別徴収義務者 指 定 番 号	〒										法人番号											新しい勤務先へは、月割額_____円を _____月分（翌月10日納入期限分）から 徴収し、納入するよう連絡済みです。			
	所在地											担 当 者 連 絡 先	所 属											受給者番号		
	フリガナ												氏 名													
	氏名又は名称												電 話	内線 ()											納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	

2. 一括徴収の場合（未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。）

理 由	1. 異動が 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が 年 1 月 1 日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)		左記の一括徴収した税額は、 _____月分（翌月10日納入期限分）で 納入します。
		月 日	円		

3. 普通徴収（本人納付）の場合 ◎異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。

理 由	1. 異動が 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため 3. 死亡による退職であるため	※市町村記入欄	

※印の欄は記入しないでください。

記載要領

1 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書

この届出書は、市町村長に提出した給与支払報告書に記載された者のうち特別徴収税額がない者で、4月1日現在において給与の支払を受けなくなった者がある場合に4月15日までに関係市町村長に提出してください。

2 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

この届出書は、給与の支払を受けている者で、特別徴収税額のある給与の支払を受けなくなった場合にその受けなくなった日の属する月の翌月の10日までに関係市町村長に提出してください。ただし、4月2日から5月31日までの間に給与の支払を受けなくなった者の市町村民税をその年度から新たに特別徴収の方法によって徴収すべき市町村長に対する届出書は、その市町村長から特別徴収税額の通知があった日の属する月の翌月の10日までに提出してください。

3 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「個人番号又は法人番号」欄には、給与支払者（特別徴収義務者）の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載してください。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載してください。

4 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「特別徴収義務者指定番号」欄には、届出書を提出する関係市町村長により指定された特別徴収義務者指定番号を記載してください。

5 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「宛名番号」欄には、この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された宛名番号を記載してください。

6 「給与所得者」欄中の「個人番号」欄には、給与所得者の個人番号を記載してください。

7 「給与所得者」欄中の「受給者番号」欄には、この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された受給者番号を記載してください。

8 「給与所得者」欄中の「異動後の住所」欄には、異動後の住所を記載してください。異動後の住所が不明なときは、給与の支払を受けなくなった当時の住所を記載してください。

9 「給与所得者」欄中の「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄は、次の要領により記載してください。

(1) 給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、枠内に「1」と番号を記入するとともに、「1. 特別徴収継続の場合」欄に必要事項を記載してください。

(2) 退職後5月31日までに支払われる給与又は退職手当等から未徴収税額を一括徴収する場合には、枠内に「2」と番号を記入するとともに「2. 一括徴収の場合」欄に必要事項を記載してください。（注 1月1日から4月30日までの間に、退職等により給与の支払を受けなくなった場合には、本人から一括徴収の申出がなくとも必ず一括徴収しなければなりません。）

(3) (1)又は(2)に該当しない場合には、枠内に「3」と番号を記入するとともに、「3. 普通徴収の場合」欄に、その理由を同欄に掲げているものから選び、該当する番号を枠内に記入してください。（注 同欄に掲げている理由に該当しない場合は、新しい勤務先において特別徴収の継続の申出がある場合を除き、特別徴収義務者は、必ず一括徴収しなければなりません。）

10 「1. 特別徴収継続の場合」欄中の「特別徴収義務者指定番号」欄には、届出書を提出する関係市町村長により指定された特別徴収義務者指定番号を記載してください。これまでに同市町村長から指定されたことがない場合にあっては、「新規」を○で囲んでください。

11 「1. 特別徴収継続の場合」欄中の「納入書の要否」欄には、「特別徴収義務者指定番号」欄の「新規」を○で囲んだ場合にのみ記載してください。

12 「2. 一括徴収の場合」欄中の「徴収予定月日」欄には、一括徴収の対象となる給与又は退職手当等の支給月日を記載してください。

13 ※印の欄は、記載しないでください。